

平成六年法律第三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあつた中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならない。

3 この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいう。

4 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。

（国等の責務）

第三条 国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第五条 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

第六条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援のための施策を有機的連携の下に総合的に、策定し、及び実施するものとする。

（永住帰国旅費の支給等）

第七条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該永住回国のための旅行に要する費用（当該永住回国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、当該親族等の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給する。

2 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等及びその親族等（前項に規定する当該親族等をいう。以下第十一条までにおいて同じ。）が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）その他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとする。

（自立支度金の支給）

第八条 国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給する。

（生活相談等）

第九条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

（住宅の供給の促進）

第十条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。次項において同じ。）等の供給の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定が図られるよう特別の配慮をするものとする。

（雇用の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずるものとする。

（教育の機会の確保）

第十二条 国は、永住帰国した中国残留邦人等が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十条第一項に規定する就籍その他戸籍に関する手続を行ふ場合においてその手続を円滑に行うこととする。

（就籍等の手続に係る便宜の供与）

(国民年金の特例等)

第十三条 永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月一日以後に生まれた者であつて、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この項及び第五項においては、同様の規定が適用される。）であつて、昭和二十一年十二月三十一日以前に生まれたもの（同日以後に生まれた者であつて同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。）による昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間であつて政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（以下「旧国民年金法」といいう。）による被保険者期間（以下「旧被保険者期間」という。）又は国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（以下「新被保険者期間」という。）とみなす。

（南貢）見定する水主弔國（）に中國遣留邦人等（六、七義以七者）が畏る。）でかつて召日三十六年四月一日以後（）刃りて水主弔國（）これら（以下「寺宦中國遣留邦人等」）は、曰彼采食者

2 前項に規定する「被保険者」が、(六十九歳以上)の者に限る。又は昭和三十四年四月一日以後に就て云々と規定する「被保険者」に該当する者は、(一)前項に規定する「被保険者」の期間とみなされ、(二)前項に規定する「被保険者」の期間とみなされた期間を含み、(三)国民年金法第五条第三項に規定する「被保険料納付済期間」とみなされる期間を含む。又は新被保険者期間とみなされる期間を含む。

3 期間又は新被保険者期間(同項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間を除く。)に係る保険料を納付することができる。

4 3. 国は、特定中国残留邦人等に對し、厚生労働省令で定めるところにより、當該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間(第一項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間を含む。)及び昭和六年法律第三十四条附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間(政令で定める期間に限る。)並びに国民年金法による被保険者期間(第一項の規定により新被保険者期間とみなされた期間を含み、政令で定める期間を除く。)に応じ、政令で定める額の一時金を支給する。

5 4. 国は、前項の一時金の支給に當たつては、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けるために納付する旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る保険料に相当する額として政令で定める額を當該一時金から控除し、當該特定中国残留邦人等に代わつて當該保険料を納付するものとする。

5 永住帰國した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び前各項の規定の適用に關し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(支援給付の実施)

十五年法律第四百四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。
支援給付の種類は、次のとおりとする。

生活支援給付

三
医案医论

四 介護支援給付

五 その他政令で定める給付

支拂給付を受けている特定の世帯の又への負担（重三労働）

した額に比して継続して不足

だし、該特定配偶者が該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

うおれの御子の御意方にござつて、牛久井の御内侍奉人等にて牛久井酒造の置地オレして黒崎に銀子牛久井酒造奉人等にて牛久井酒造の置地オレして黒崎に銀子
こちらこそお手元に御意方にござつて、銀刀「重」に丁うつる御内侍奉人等にて牛久井酒造の置地オレして黒崎に銀子
牛久井酒造奉人等にて牛久井酒造の置地オレして黒崎に銀子

6
支援給付については政令で定めるところにより、
支援給付を生活保護法による保護とみなして、
国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

前各項に定めるもの

第十五章 二つ去津による記録者支愛金の支給は、前条第三項の規定により支愛合符を受ける権利を有する特定記録者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法

第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)を十二で除して得た額に三分の一を乗じた額とする。

前条第四項、第五項及て第七項の規定は、行方不明者扶養金の支給はして準用する。

前各項に定めるもののほか、記録者支援金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(譲渡等の禁止等)

第十六条 第十三条第三項の一時金の支授給付及び配偶者支援金を受ける権利は譲渡し担保に供し又は差し押さえることができない。

第十二条第三項の賃金支拂給付及て酒債者支拂金として支給を受けた金品を標準として利潤その他の公課は課することができないし

第十七条 日本年金機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第三項の一時金の支給及び同条第四項の保険料の納付に関する必要な情報の提供を行うものとする。

第十八条 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場

邦人等に同行する当該中國残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令では当該保護への本邦への旅行に要する費用を含む。」と改めて定めた。

2 に當該人説明の本邦への在行に要する費用を負担し、該中國殘留邦人等並びに前項に規定する當該親族等及び當該介護人が出入國管理及び難民認定法その他出入國に関する法令の規定に基づき円滑に帰國し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとする。

(事務の区分) 第十九条 第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共

団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(施丁朝日) 附則抄

〔施行期〕
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成六年一月九日法律第九五号)
抄附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四
第三条中厚生年金保険法第百三十六条の三の改正規定及
附則(平成二年一月二日法律第一六〇号)抄

(施行期日) _____

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三百二十六條第二項及び第三百四十四条の規定
公布の日

（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄
則附（西暦明治二年正月一日）

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて改令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条から健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八

附則第十三号)、附則第十六号(各文書第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号))、附則第十七号(各文書第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに

(処分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険府長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険行政事務官」という。）が行なつて置かれたもの（以下「社会保険行政事務官の職務」）

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法

3 令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対処してされた申請届出その他の行為とみなす。この手続は、被保険者申立て等に付した報告書面の提出日より、被保険者の手売をしなはず、うなづきして、他の手売をしない旨を記載する。

この法律の施行前に法令の規定によつては、社会保険料を支拂ひたる者、届出提出の件の三種類に分類され、いわゆる「三種類の者」に該する者は、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないと法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、

された事項について、その手続が「されざり得ないもの」とみなして、この法律の施行後の一ヶ月以内に、各市町村は、(一)各市町村の規定期定を適用する。

4 なお前例によると、法令の規定により、社会保険局長官等がすべき裁定を申請して出すべき申請には、その他の行為には社保局長官等に対してしては、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等に對してすべきものとする。

第七十五条 二の附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
(平成一九年七月六日法律第一一一号)抄

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則
(平成一九年一二月五日法律第一二七号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第二条 第十四条を第十七条とする改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定 公布の日

二 略

三 第十三条の改正規定（同条第三項及び第五項に係る部分を除く。）平成二十年三月一日

四 第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定 公布の日

(支援給付の実施に関する経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている同号に掲げる規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。）第十四条第一項に規定する特定中国残留邦人等（新法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、新法第十四条第一項の支援給付を行うものとする。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定されている保護施設又は医療機関、介護機関その他厚生労働省令で定める機関（以下「医療機関等」という。）は、新法第十四条第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定された保護施設又は医療機関等とみなす。

(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)

第四条 特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるものが附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に死亡した場合において、当該配偶者（以下「施行前死亡者の配偶者」という。）が当該規定の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、かつ、当該規定の施行後も当該施行前死亡者の配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該施行前死亡者の配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者（同法第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。）、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成二十五年改正法）という。）附則第二条第二項の規定によりなお從前の例によることとなる配偶者若しくは平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定により中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者がある場合は、当該施行前死亡者の配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前死亡者の配偶者の生活を支援する給付（以下「支援給付」という。）を行ふものとする。ただし、当該施行前死亡者の配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

2 中國残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第四項から第八項まで並びに第十六条の規定は、支援給付について準用する。

3 前項において準用する中國残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例等)

第五条 この法律の公布の際に係属している永住帰国した中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。以下同じ。）又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）第一条第一項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であつて、当該者（以下「原告」という。）が国の公務員は原告（原告が中国残留邦人等の相続人その他の一般承継人であると主張する者である場合にあつては、当該中国残留邦人等）を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴え（原告が敗訴した場合における上訴を含む。）を取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解（訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。）をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。

2 租税その他の公課は、前項の規定により原告が受ける経済的利益を標準として、課することができない。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三十日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

(支援給付の実施に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等（旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定配偶者（この法律による改正後の中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3 2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者であるときは、その者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかるらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

（配偶者支援金の支給に関する経過措置）

第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者（同項に規定する施行前死亡者の配偶者をいう。）であつて、当該死亡の時において特定配偶者に該当するものには、新法第十五条第一項の配偶者支援金を支給するものとする。

2 平成二十六年度において、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条第一項に規定する場合においては、新法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額」とする。